

香川縣市町総合事務組合理約

平成 16 年 6 月 18 日
16 自振第 18114 号

改正	平成 16 年 9 月 30 日	16 自振第 53205 号
	平成 17 年 3 月 18 日	16 自振第 66663 号
	平成 17 年 9 月 22 日	17 自振第 34781 号
	平成 17 年 9 月 28 日	17 自振第 35505 号
	平成 17 年 10 月 6 日	17 自振第 35522 号
	平成 17 年 12 月 28 日	17 自振第 50374 号
	平成 17 年 12 月 28 日	17 自振第 50379 号
	平成 18 年 1 月 6 日	17 自振第 51614 号
	平成 18 年 3 月 17 日	17 自振第 62706 号
	平成 18 年 3 月 20 日	17 自振第 63647 号
	平成 18 年 3 月 20 日	17 自振第 63653 号
	平成 18 年 3 月 31 日	17 自振第 65274 号
	平成 19 年 1 月 17 日	18 自振第 47626-2 号
	平成 19 年 3 月 30 日	18 自振第 60005-2 号
	平成 21 年 3 月 26 日	20 自振第 54713 号
	平成 22 年 3 月 29 日	21 自振第 58052 号
	平成 24 年 3 月 28 日	23 自振第 60330 号
	平成 24 年 10 月 24 日	24 自振第 12487 号
	平成 27 年 3 月 30 日	26 自振第 81910 号
	平成 27 年 10 月 9 日	27 自振第 51873 号
	平成 29 年 3 月 28 日	28 自振第 83329 号
	令和 5 年 3 月 28 日	4 自振第 396875 号
	令和 6 年 3 月 29 日	5 自振第 276870 号

香川縣市町職員退職手当組合理約(昭和 33 年香川県告示第 539 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は、香川縣市町総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、別表第 1 に掲げる市町、一部事務組合及び広域連合（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、別表第 2 の右欄に掲げる構成団体の区分に応じ、同表左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、香川県高松市福岡町 2 丁目 3 番 2 号香川県自治会館内に置

く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は16人とし、次の各号に掲げる区分により選挙する。

- (1) 構成団体の長 14人
- (2) 組合を組織する市の市議会議員 1人
- (3) 組合を組織する町の町議会議員 1人

2 前項第1号に規定する議員は、別表第3の選挙区の欄に掲げる選挙区の区分に応じ、同表選挙区の構成団体の欄に掲げる構成団体の長が、同表議員数の欄に定める数を互選する。

3 第1項第1号及び前項本文の規定は、構成団体の長が第8条第1項に規定する管理者又は副管理者の職にある構成団体に限り、第1項第1号及び前項本文の規定中「構成団体の長」とあるのは「構成団体の議会議員」と読み替えて適用する。

4 第1項第2号及び第3号に規定する議員は、組合を組織する市の市議会議員及び組合を組織する町の町議会議員の職にある者が互選する。

5 議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

(議員の任期)

第6条 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議員は、構成団体の長、組合を組織する市の市議会議員又は組合を組織する町の町議会議員の職を失ったとき又は第8条第2項の規定により管理者又は副管理者に選挙されたときは、前項の規定にかかわらず、議員の職を失う。

3 前条第1項第1号に規定する議員として互選されている構成団体の議会議員は、当該議会議員が属する構成団体の長が管理者又は副管理者の職を失ったとき又は構成団体の議会議員の職を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、議員の職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、構成団体の長のうちから組合の議会において選挙する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし、管理者及び副管理者が構成団体の長の職を失ったときは、その職を失う。
- 4 管理者又は副管理者が欠けたときは、すみやかに第2項の規定により選挙する。
- 5 管理者に事故あるとき又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。
- 6 会計管理者は、組合の職員のうちから管理者が任命する。

(職員)

第9条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、議会の同意を得て、議員及び識見を有する者のうちから、各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、2年とする。
- 4 議員のうちから選任された者は、議員の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず、監査委員の職を失う。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(組合の経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 退職手当負担金
 - (2) 消防補償等負担金
 - (3) 非常勤職員公務災害補償等負担金
 - (4) 公立学校医等公務災害補償負担金
 - (5) 組合の財産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- 2 前項第1号から第4号までの負担金の分賦割合等は、別表第4のとおりとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、組合の経費について必要な事項は、条例で定める。

第5章 雑則

(管理者への委任)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 組合は、平成16年6月30日をもって解散する香川県消防補償等組合及び香川県市町非常勤職員公務災害補償等組合の事務を承継する。
- 3 平成16年6月30日に香川県市町職員退職手当組合の組合長の職にある者は、第8条第2項の規定により管理者に選挙されたものとみなす。この場合において、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成16年7月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の香川県市町総合事務組合理約の規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年3月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年3月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の別表第1、別表第2の右欄及び別表第3の規定は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第8条及び第9条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、平成19年1月15日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川県市町総合事務組合規約の規定は、平成24年6月22日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川県市町総合事務組合規約の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。

別表第1

善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	まんのう町外	二ケ市町（十郷地区）山林組合	まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合	伝	法川防災溜池事業組合	三豊総合病院企業団	香川県	三豊市	学校組合	香川県	中部ボートレース事業組合	仲多度南部消防組合	大川広域行政組合	さぬき市・三木町山林組合	東かがわ市外一市一町組合	三観広域行政組合	小豆地区広域行政事務組合	中讃広域行政事務組合	香川県東部清掃施設組合	三木・長尾葬斎組合	小豆島中央病院企業団	香川縣市町総合事務組合	香川県後期高齢者医療広域連合
------	------	------	-------	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	------	-------	--------	----------------	----------------------	---	------------	-----------	-----	-----	------	-----	--------------	-----------	----------	--------------	--------------	----------	--------------	------------	-------------	-----------	------------	-------------	----------------

別表第2

共同処理する事務	構成団体
1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊総合病院企業団 香川県 三豊市 観音寺市 学校組合 香川県中部ボートレー ス事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川縣市町総合事務組合
2 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の規定に基づく非常勤消防団員の災害に対する補償に関する事務 3 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定に基づく消防作業及び救急業務協力者に対する災害補償に関する事務 4 水防法(昭和24年法律第193号)第45条の規定に基づく水防に従事した者の災害補償に関する事務 5 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定に基づく応急措置の業務に従事した者の災害に対する補償に関する事務 6 消防組織法第25条の規定に基づく非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務	善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町
7 消防職員、消防団員及び海防団員並びに消防作業等従事者に係る消防賞じゅつ金・弔慰金・見舞金に関する事務	善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合

8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員（右欄に掲げる市町にある財産区の議会の議員その他非常勤の職員を含む。）に係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合 伝法川防災溜池事業組合 三豊総合病院企業団 香川県三豊市 学校組合 香川県中観音寺市 部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合
9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づく市町及び一部事務組合立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 香川県三豊市 学校組合 観音寺市

別表第3

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
1	1人	善通寺市
2	1人	観音寺市 三観広域行政組合 三豊総合病院企業団
3	1人	さぬき市 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 香川県東部清掃施設組合
4	1人	東かがわ市 東かがわ市外一市一町組合
5	1人	三豊市 香川県三豊市 観音寺市 学校組合
6	1人	土庄町 伝法川防災溜池事業組合 小豆地区広域行政事務組合 小豆島中央病院企業団
7	1人	小豆島町
8	1人	三木町 三木・長尾葬斎組合
9	1人	直島町 香川県後期高齢者医療広域連合
10	1人	宇多津町
11	1人	綾川町
12	1人	琴平町 香川県中部ボートレース事業組合 仲多度南部消防組合
13	1人	多度津町 中讃広域行政事務組合
14	1人	まんのう町 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合

別表第 4

負担金	負担する構成団体	分賦割合
1 退職手当負担金	別表第 2 第 1 号に掲げる事務を共同処理する構成団体	常勤の職員に対して支給する給料月額に、議会において定める率を乗じて得た額
		上欄のほか、別に条例で定める規定により管理者が構成団体に請求する額
2 消防補償等負担金	別表第 2 第 2 号から第 6 号までに掲げる事務を共同処理する構成団体	消防団員定数及び人口に、それぞれ議会において定める額を乗じて得た額
	別表第 2 第 7 号に掲げる事務を共同処理する構成団体	消防職員定数、消防団員定数及び海防団員定数に、それぞれ議会において定める額を乗じて得た額
3 非常勤職員公務災害補償等負担金	別表第 2 第 8 号に掲げる事務を共同処理する構成団体	構成団体において在職する非常勤職員数に条例で定める額を乗じて得た額
		上欄のほか、別に条例で定める規定により管理者が構成団体に請求する額
4 公立学校医等公務災害補償負担金	別表第 2 第 9 号に掲げる事務を共同処理する構成団体	議会において定める額